

国空航第656号  
平成21年11月27日

社団法人 全日本航空事業連合会会長 あて

国土交通省航空局技術部運航課長

製造者等からの安全情報の周知及び不具合情報の的確な伝達について

平成21年11月27日、運輸安全委員会は、平成20年8月19日第一航空株式会社所属JA3721機（セスナ式 TU206F 型）が八尾空港へ着陸進入中、エンジンが停止し、大阪府八尾市志紀町の道路上に不時着した際、機体が大破した事故に係る航空事故調査報告書を公表した。

同報告書によると、本事故は、機長が着陸進入中に同機の補助燃料ポンプを使用したことにより、燃料／空気比が過剰に濃厚となり、エンジンが停止したため、不時着し、その際、同機が地上の物件に衝突して大破したものと推定されている。また、機長が着陸進入中に補助燃料ポンプを使用したことについては、製造者からの安全情報が同社内で周知されず、同機の補助燃料ポンプの正しい使用方法が十分に理解されていなかったこと、同機の不具合情報が口頭で不正確に伝達されたこと、及び同運用基準に規定されていない操作が安易に扱われたことが関与したものと推定されている。

さらに同報告書では、同種事例の再発防止のための対策について以下のとおり所見が述べられていることから、貴会傘下の関係事業者に対して同所見の内容を周知し、航空機の運航の安全に万全を期されたい。

（所見の内容）

本事故は、同機が同空港への進入中、人家が密集している市街地の道路上へ不時着するという近隣地域社会に不安を与えるものであった。本事故においては、同機のエンジンの機能が正常であったにもかかわらず、不正確な不具合情報に基づき、製造者の安全情報において進入中は使用すべきではないとされている補助燃料ポンプを進入中に使用したため、同機のエンジンが停止したものと推定される。

同種事故の再発を防止するため、小型機を運航する事業者においては、製造者等からの安全情報の周知及び社内における不具合情報の的確な伝達の重要性についてあらためて留意すべきである。